

第15回入善町農業委員会議事録

平成27年10月6日午後1時30分から第15回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 笹原信一	4番 塚田周一
5番 長田昭	6番 柳澤勝譽志	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎
9番 紺田與規一	10番 愛場正利	11番 窪野俊和	12番 酒井良博
13番 松原二美榮	14番 上島幸夫	15番 野島浩	17番 中島由起子
18番 手塚喜志子			

欠席委員 1名

16番 市森孝義

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩芳宣
入善町農業委員会	主幹	板倉晴
入善町農業委員会	主任	上田安彦
入善町農業委員会	主事	上田敬章
入善町農業委員会	主事補	金山久徳

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第51号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第52号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第53号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第54号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

皆さん、お疲れ様です。稲刈りが残っているところは、がんばっているところかと思います。大豆については、これから収穫という時に、先日の爆弾低気圧の影響で多くが落葉してしまい、影響が心配される場所があります。

さて、TPPが大筋合意に至ったところではありますが、首相の答弁で最初に農業が出てきたところに、農業への影響が一番懸念されているように感じております。コメは、輸入の枠組みはこれまでと大きく変わりませんでした。アメリカとオーストラリアから合わせて年間7万8,400トンの輸入枠が新たに設けられます。輸入が増えるとその分、国産のコメの価格が下落する可能性があるため、コメ価格の下落による離農の増加や、生産性の低下により耕作放棄地が増えることが想定され、更なる農業委員会の対応が必要となることが予想されます。

今年、農協、農業委員会の改革に続くTPPの合意と、今後の国の対応に注視していかなければと思います。それでは、本日も慎重審議をよろしくお願いします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第15回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。12番酒井委員と14番上島委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第50号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第50号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在は、入善町青木〇〇で、台帳地目、現況地目、ともに田。面積は490㎡です。譲渡人は、入善町青木〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町青木〇〇番地の〇〇さんです。申請地は、譲受人の子が住宅建設のために譲り受けた土地の残地であり、残地も譲受人が農地のまま引き取って耕作するため、今回の申請となりました。

次に、3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

まず、農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から徒歩10分の距離で通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、7か月にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は5,158㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、農業委員による意見書の確認印は、笹原委員にいただいております。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

笹原委員

事務局の説明のあったとおりです。この申請地は、面積は小さいですが、水田としての利用も可能で、耕作に支障はありません。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第50号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第51号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第51号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、申請地は、入善町東狐〇〇、台帳地目、現況地目ともに畑で、面積は228㎡です。

申請者は、入善町東狐〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は「駐車場」です。

申請者の〇〇さんは、現在自宅横に〇〇医院を開業しております。また、調剤薬局も隣接されていることから駐車場不足が生じ、混雑時には路上駐車されるなど危険が生じており、駐車スペースが必要と

なったため今回の転用申請となりました。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「駐車場」で、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e) による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種農地、第 3 種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、平成 27 年 10 月 26 日に農振農用地から除外される予定であり、隣接耕作者はなく、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号 2 番、申請地は、入善町今江〇〇、台帳地目が田、現況地目が畑で、面積は 346㎡です。

申請者は、入善町今江〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は「農機具格納庫」です。

申請者の〇〇さんは、担い手農家として、水稻を中心に農業をしています。現在、所有する農機具車両や自家用車を自宅敷地内にある格納庫と自宅横に隣接された農作業所に分散して格納していますが、格納スペースが狭く、自家用車やトラクターなどは屋外に置くことを余儀なくされています。そこで、5 台分の格納庫を設置し、洗浄や点検、籾殻などの保管スペースが必要となったため今回の転用申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農機具格納庫」で、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e) による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地は、昭和 58 年 8 月 13 日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者の同意書及び、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、2 件になります。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

長田委員

申請番号 1 番の確認をしました。事務局の説明のとおりで、小さい土地であり、畑として利用されています。転用されても、周囲の農地には支障がないと認められます。

酒井委員

申請番号 2 番について確認しました。申請者は、担い手であり、規模拡大に伴い、現在の作業スペースでは手狭となってきたための申請であるため、必要なものと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第51号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第5、議案第52号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第52号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、3件の申請があります。

申請番号1番、申請地は入善町上飯野新〇〇、台帳地目は田、現況地目は雑種地で、面積は496㎡です。譲渡人は奈良県生駒市白庭台〇丁目〇番〇号の〇〇さんで、譲受人は富山市堤町通り〇丁目〇番〇〇号の〇〇さんです。転用目的は「駐車場用地」で、契約内容は所有権の移転です。

譲受人の〇〇さんは、現在、申請地の隣でパチンコ店を営業しており、隣接地に借地により駐車場を設置していますが、万が一借地の返却を求められた場合の対策として自己所有の土地を取得したいと考え、今回の申請地での転用申請となりました。

申請地は、駐車場として造成する計画であり、面積は496㎡と必要な面積と考えられます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「駐車場用地」で、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地は、昭和47年2月25日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者はなく、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に、申請番号2番、申請地は入善町吉原〇〇、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は81㎡です。譲渡人は入善町吉原〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町吉原〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地拡張」で、契約内容は所有権の移転です。

申請者の〇〇さんは、現在、申請地隣に自宅がありますが、道路からの進入路幅が狭く車の出入りに不便なため、敷地を拡張したいと考え、今回の申請地での転用申請となりました。

既存の住宅敷地と今回の申請敷地を合わせた面積は、428.98㎡と、一般住宅の基準を満たしています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地拡張」で、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると

認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地は、平成27年7月29日に農振農用地から除外済みであり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

最後に、申請番号3番、申請地は入善町上飯野新〇〇、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は46㎡です。譲渡人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町上飯野新〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「車庫敷地」で、契約内容は所有権の移転です。

申請者の〇〇さんは、申請地に隣接して車庫、住宅、農作業場兼農機具格納庫を所有しており、車庫が老朽化し、建て替えが必要となりましたが、敷地が狭く不便なことから申請地の転用申請となりました。

申請地は、車庫敷地として利用するための必要最小限の面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「車庫敷地」で、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地は、昭和58年8月13日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者の同意書及び、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、3件です。よろしくお願いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

塚田委員

申請番号1番の確認をしました。現在の所有者は県外在住のため、普段の管理は隣接の土地所有者にお願いしておりました。駐車場に囲まれている土地のため、農地として利用することは困難であり、土地の有効活用ができると考えます。

中島茂樹委員

申請番号2番について確認しました。事務局の説明のとおりで、住宅地が密集する中にあるので、問題ないと思います。

長田委員

申請番号3番については、車庫敷地として必要最低限の面積であり、問題ないと考え確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何もございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 52 号、農地法第 5 条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第 6、議案第 53 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 53 号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、その決定を求めます。平成 27 年 10 月 6 日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規 2 件の申請があります。

申請番号 1 番。一宿〇〇、地目は田、面積は 1,332㎡、貸付人は入善町一宿〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町一宿〇〇番地の〇〇さん、借賃は 10 a あたり 14,400 円で期間は 10 年です。

申請番号 2 番。今江〇〇、地目は田、面積は 1,577㎡です。貸付人は朝日町泊〇〇番地の〇〇さん、借受人は朝日町藤塚〇〇番地の〇〇さん、借賃は 10 a あたり 12,500 円で期間は 3 年です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 3 号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 4 号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、2 件です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何もございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 53 号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第 7、議案第 54 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第 54 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件、入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求めます。平成 27 年 10 月 6 日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農振除外は、3 ヶ月に 1 度の受付であり、今回は平成 27 年 9 月 15 日受付分について、意見を求めることとなります。今回は、農振除外の申請が 4 件あります。

まず受付番号 1 番。除外願出者は入善町福島〇〇番地、〇〇さん、譲受人は入善町横山〇〇番地、〇〇さんです。除外対象地は、入善地区青島〇〇、地目は田、面積は 1,065 m²で、除外後の用途はサービス付き高齢者向け住宅及び複合型介護サービス事業所敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、まもなく建設される病院の傍に高齢者向け住宅や介護サービス事業所が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5 つあります。

まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

譲受人の〇〇さんは、黒部市で認知症対応型のグループホームを開設していますが、この度、入善町に建設される〇〇病院の傍に、ケアの専門家が常駐しサービスを提供する、サービス付き高齢者向け住宅等を建設する計画です。

建物は 3 階建てで、2 階、3 階は高齢者向け住宅として、合計 35 室を確保し、1 階には、介護や医療ケアの必要な利用者のニーズに応じて、訪問介護、通所介護、短期入所等の多様なサービスを提供できる複合型の事業所を開設したいと考えています。

申請面積は、3 階建ての建物、駐車スペースとして利用するため、必要な面積です。

申請地は、拡幅整備された町道に面し県道からのアクセスが容易な場所です。

高齢者向け住宅や介護サービス事業所は、医療との連携を図るため、〇〇病院の傍に建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は宅地として利用される土地に隣接し、町道に面し、集团的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、当該変更に係る土地は、集落営農法人であ

る担い手（所有等農地面積約 45.8 ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地ですが、除外後においても所有等農地は 45.7 ヘクタールを確保する（農業経営面積 0.2 パーセント減）ことができます。

また、当該担い手は、地元地区を中心に農地を集積し、水稻、大麦、大豆を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は、申請地前面に設置されている道路側溝により隣接する農業用排水路へ排水すること、農業用水路としても利用されている道路側溝上を申請地への進入路として利用しますが、水路施設を破壊しない構造で設置されている既存の橋を利用することから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営圃場整備事業の実施済地ですが、昭和 57 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

次に受付番号 2 番。除外願出者は入善町高瀬〇〇番地、〇〇さん、譲受人は、黒部市荻生〇〇番地〇〇、〇〇さんです。除外対象地は、飯野地区高瀬〇〇の内、地目は田、面積は 500 m²で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、子どもの出産を機会に一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

譲受人の〇〇さんは、現在、妻と黒部市のアパートに住んでいますが、妻の父から申請地を借り受けて、妻の実家の近くに住宅を新築する計画です。

申請面積は 500 m²と、一般住宅の基準を満たし、住宅、車庫、家庭菜園、庭、来客用駐車スペース等として利用するため必要な面積です。

夫婦共働きであるため、妻の実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいことから、実家の傍で建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は 50m 以内に宅地が存在し、町道に面し、集团的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水はこれまでどおり確保され、南側を少し空けることで排水を確保し、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が 500 m²と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成 16 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続いて受付番号 3 番。除外願出者は入善町上飯野新〇〇番地、〇〇さん、譲受人は入善町上飯野新〇〇番地、〇〇さんです。除外対象地は、飯野地区上飯野新〇〇の内、地目は田、面積は 122 m²で、除外後の用途は農家住宅敷地拡張です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、膝が悪く 1 階で生活するため、寝室や居間等として農家住宅の 1 階部分を拡張する必要が生じたものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

譲受人の母は、膝の手術をしてから歩行が難しくなり、特に階段を上るのが困難になったため、1 階で生活しなければならなくなりました。

そこで、以前から住宅に隣接する畑として利用していた申請地部分を利用して、住宅の 1 階部分を増築し、寝室、居間等として利用する計画です。

住宅敷地の拡張となりますが、拡張後の面積は 1,000 m²以内であり、農家住宅の基準を満たします。

申請目的が、寝室等として利用するため住宅の 1 階部分を拡張する増築であり、既存の住宅敷地の隣接地でなければならず、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し集团的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、当該変更に係る土地は、担い手（所有等農地面積約 10.7 ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地ですが、除外後においても所有等農地は 10.7 ヘクタールを維持する（農業経営面積 0.1 パーセント減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻、キャベツ、ハウスネギを作付けし規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、申請地からの排水に関して、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が 122 m²と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成 16 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

最後に受付番号 4 番。除外願出者は埼玉県北本市東間〇丁目〇〇番地〇〇、〇〇さんで、譲受人は入善町青島〇〇番地、〇〇さんです。除外対象地は、桐山地区桐山〇〇、地目は畑、面積は 242 m²で、除外後の用途は車両転回場及び待機場です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、既存の資材置場へ橋を渡って乗り入れるための、大型車両の転回場及び交互通行のための待機場が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第 13 条第 1 項に該当

すると思えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

譲受人の〇〇さんは、土木・建設工事を行う事業所ですが、既存の資材置場への工事用車両の乗り入れに不便を感じています。

資材置場へは、櫛山用水に架かる橋を渡って乗り入れなければなりません、橋の幅も、道路の幅員も十分な広さがないため、現状では、重機等を運搬する台車等の大型車両は、転回することができません。

そこで、申請地を車両の転回スペース及び、交互通行する際の車両の待機場所として利用する計画です。

申請面積は、大型車両が安全に転回したり待機したりするスペースとして必要最小限と認められます。

申請目的が、橋を渡って既存の資材置場へ乗り入れるための車両の転回等スペースであるため、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は 50m 以内に宅地が存在し、町道に面し集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、申請地からの排水に関して、雨水排水は隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が 242 m²と小規模であること、農業用水路上を申請地への進入路として利用しますが、農業用水路施設を破壊しない構造とすることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営かんばい事業等の実施済地ですが、昭和 57 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上、農振除外 4 件の申請になります。よろしくお願いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

質問、意見等がないようです。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 54 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、「異議なし」と意見を付すことに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

それでは、事務局からお知らせします。

今年も富山県農業委員等研修大会が開催されますので、皆様の参加をお願いいたします。開催日は来月、11月16日月曜日で、会場はとやま自遊館ですので、いつものように、役場正面よりマイクロバスを用意いたしますので、役場に集合してみなさんそろって向かいたいと思います。

次に、機構集積協力金を受けるための農地の貸し付け申込期限についての案内です。期限が昨年度より、1ヶ月早くなるため、みな穂農協にご協力をいただき、今日14日、農家の皆様へ別添案内と県作成のパンフレットを配布いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 (鍋嶋 太郎)

それでは、他にご意見等はございませんか。

(全員 意見なし)

議長 (鍋嶋 太郎)

では、他にご意見がないようですので、これをもちまして第15回入善町農業委員会を閉会いたします。次回は、11月4日 水曜日、午後1時30分から行います。

(閉会 午後2時25分)

--